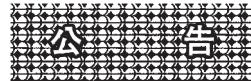


- 1 道路の種類 県道
2 路線名 塩名田佐久線
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市平塚字屋敷158番の1地先から佐久市岩村田字下塚本1352番の5地先まで	旧	m 5.2~25.6	km 1.3425
佐久市平塚字屋敷158番の1地先から佐久市岩村田字一里塚1630番の1地先まで	旧	m 4.8~26.5	km 0.6664
佐久市平塚字屋敷158番の1地先から佐久市岩村田字下塚本1352番の5地先まで	新	m 4.8~44.0	km 1.8269

道路管理課

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年12月12日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成25年度長野県災害対策本部室映像音響設備保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び設計図書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から60日間

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書（<http://www.pref.nagano.lg.jp/shobo/nyusatsu.html>）に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び設計図書によります。
入札説明書は、上記アドレスからダウンロードできます。また、
入札説明書、契約書（案）及び設計図書は、次の場所で交付し
ます。

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理部消防課

電話 026（235）7407（直通）

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事
項について説明した書類を、平成25年12月19日（木）午後3時
までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開
札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札
に参加を希望する者の負担において説明してください。

消防課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年12月12日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成25年度長野県気象情報システム等保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び設計図書によります。

長野県千曲建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年12月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年12月12日

長野県千曲建設事務所長 萩野厚

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 大町麻績インター千曲線
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字若宮字大日方3131番26地先から千曲市大字若宮字大日方3131番の65地先まで	旧	m 4.3~14.8	km 0.1442
同 上	新	m 4.3~23.8	km 0.1476

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年12月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年12月12日

長野県佐久建設事務所長 石井杉男

- 1 路線名 塩名田佐久線
2 供用を開始する区間
佐久市岩村田字一里塚1630番の1地先から
佐久市岩村田字中長塚1746番の1地先まで

(3) 履行期間
契約締結の日から60日間

(4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書（<http://www.pref.nagano.lg.jp/shobo/nyusatsu.html>）に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び設計図書によります。入札説明書は、上記アドレスからダウンロードできます。また、入札説明書、契約書（案）及び設計図書は、次の場所で交付します。

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県危機管理部消防課
電話 026（235）7407（直通）

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年12月19日（木）午後3時

までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

消防課

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定により、南佐久南部漁業協同組合ほか30組合の遊漁規則を、平成25年12月6日認可しました。詳細は、長野県ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/enchiku/sangyo/nogyo/engei-suisan/suisan/yugyokisoku.html>）に掲載のとおりです。

平成25年12月12日 長野県知事 阿部 守一

園芸畜産課

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成25年12月4日、次のとおり漁業権の免許をしました。

平成25年12月12日

長野県知事 阿部 守一

1 漁業権の免許番号並びに漁業権者の所在地及び名称

漁業権の免許番号	漁業権者	
	所在地	名称
内共第1号	南佐久郡小海町大字小海3981-1 佐久市跡部17-1 上田市常田1-2-16 千曲市上山田温泉2-11-3	南佐久南部漁業協同組合 佐久 "" 上小 "" 更埴 "
内共第2号	須坂市大字村山145-1 上水内郡飯綱町大字牟礼936-2 飯山市大字静間町尻1340-1	千曲川 "" 北信水 " 高水 "
内共第3号	長野市中御所3-14-10	裾花川水系 "
内共第4号	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原71-599 松本市波田10098 安曇野市明科中川手3842-3 松本市安曇4460 大町市大町2763 長野市信州新町新町34-8	奈良井川 " 波田 " 犀川 " 安曇 " 北安中部 " 犀川殖産 "
内共第5号	諏訪市渋崎1792-374 茅野市宮川3939-4	諏訪湖 " 諏訪東部 "
内共第6号	伊那市狐島4445 飯田市松尾明7499 飯田市南信濃和田1257	天竜川 " 下伊那 " 遠山 "
内共第7号	木曾郡木曾町福島4935-1	木曾川 "
内共第8号	北安曇郡白馬村大字北城12875	姫川上流 "
内共第9号	下高井郡山ノ内町大字平穏841 飯山市大字静間町尻1340-1	志賀高原 " 高水 "
内共第10号	下伊那郡根羽村1762	根羽川 "

内共第11号	南佐久郡小海町大字豊里4253-1	松原湖 "
内共第12号	上水内郡信濃町大字野尻269-5	野尻湖 "
内共第13号	大町市平21048 大町市平15694	青木湖 " 木崎湖 "
内共第14号	下伊那郡阿智村浪合1018	浪合 "
内共第15号	下伊那郡平谷村354	平谷村 "
内共第16号	諏訪郡富士見町落合10777	釜無川 "
内共第17号	北安曇郡白馬村大字北城12875 新潟県糸魚川市大字須沢2426	姫川上流 " 糸魚川内水面 "
内共第18号	上水内郡飯綱町大字牟礼936-2	北信 "
内区第1号	茅野市北山2782	茅野市池の平土地改良区
内区第2号	諏訪市渋崎1792-374	諏訪湖漁業協同組合

2 免許の内容、制限又は条件及び存続期間

平成25年長野県告示第481号（漁業法に基づく内水面における共同漁業権及び区画漁業権の免許の内容等）のとおり

園芸畜産課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年12月12日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

上田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

上田都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県上田建設事務所、上田市役所他3所

4 縦覧期間

自 平成25年12月12日

至 平成25年12月27日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計

画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年12月12日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

- 上田都市計画道路 3・3・1号 上田篠ノ井線
- 3・3・2号 下之条吉田線
- 3・3・3号 吉田富士山線
- 3・3・4号 諏訪部伊勢山線
- 3・4・5号 上田駅大星線
- 3・4・6号 下塙尻大屋線
- 3・4・7号 上田駅川原柳線
- 3・4・8号 秋和踏入線
- 3・4・10号 秋和神畑線
- 3・5・14号 松尾町踏入線
- 3・5・16号 上堀大屋線
- 3・5・17号 北天神町古吉町線
- 3・5・18号 下堀山口線
- 3・5・21号 腰越石井線
- 3・5・22号 長瀬飯沼線
- 3・5・23号 芦田大屋停車場線
- 3・6・25号 大手町下郷線
- 3・6・26号 中常田新町線
- 3・6・28号 長瀬腰越線
- 3・6・29号 鹿教湯丸子線
- 3・6・31号 別所丸子線
- 3・6・33号 大屋長瀬線

2 都市計画を定める土地の区域

3・3・1号 上田篠ノ井線

東御市和字西田、王田、丸山、月夜平、前田、上田市大屋字上月夜平、東御市和字唐沢、十代、上田市大屋字唐沢、坪ノ内、瀬沢入、トドメキ、芳田字東蚤坂、西蚤坂、太田、享和、中西原、久保田、上西原、南鬼沢、蒼久保字堰下、村上、前田、五反田、砂田、国分字鳴沢、宮ノ前、上沖、古里字宝来、膳ノ橋、松ノ木、堂前、大畑、住吉字諏訪田、鳥居町、島田、上田字日蔭田、桜林、蛇沢、東丘、中丘、天王前、馬飼免、西奥山原、中村、秋葉裏、大星裏、中央北三丁目、上田字袴腰、和合沢、片山、常磐城字豊原、建、小路、建、仁王田、声沢、宮前、生心、横畠、宮前、梅ノ木、塚穴、柏木、寺山、亀田、大明神、堂屋敷、大藏京、親田、大藏京、風呂川、宮原、上塙尻字新田川原、山崎、横堰、合ノ田、丸田、鶴蒔田、石合、稗田、入渋、山根、欠口、大川原、中之島、下之条字外河原、丸杵尻、拾貳分、横田、物見塚、産川、小泉字塩田川原、駒場、大岩、駒場日影、前澤、駒場日影、前澤、中沢、影通、北澤、上半過山、影通、伊勢宮川原、矢板、影通島、精心場、茄子畑、下川原、大中島、下川原島の各一部

3・3・2号 下之条吉田線

上田市下之条字横田、一丁田、八幡田、山崎、築地字久保田、浦田、祭之神、上川原、前田、堀之内、吉田字宮脇、堀之内、三丁町の各一部

3・3・3号 吉田富士山線

上田市吉田字三丁町、曾里町、福田字下田、福田、神畠字部屋田、畔田、仲西、小島字下小島、迎田、下原、池下、本郷字中原、上原、下本郷、中本郷、五和字松原、宮原、内堀、富在家、内堀、吹上、夏堰、前沖、石原、前沖、下之郷字西沖、古安曾字三ヶ沖、酒開、三ヶ沖、西川原、宮下、石神、西山、西吉沢、東吉沢、下吉沢、鷹山、吉沢、上原、鷹山、池上、鷹山、二軒在家、宿在家、富士山字下大郷、郷土田、西水沢、水沢二、石行、馬場、二ツ木峠ノ二、上二ツ木、二度山、三山、上二ツ木、童子原、八ツ沢、窪峠、二ツ木峠ノ二の各一部

3・3・4号 諏訪部伊勢山線

上田市常磐城三丁目、常磐城二丁目、常磐城一丁目、中央西一丁目、中央四丁目、中央三丁目、中央五丁目、中央東、古里字前城、紋藏、住吉字福田、諏訪田、鳥居町、道前、横田、道前、竪田、横山、上野字沢跨、町田、樋之沢、樋之口、姥懐、丸山、堀越の各一部

3・4・5号 上田駅大星線

上田市天神一丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央北二丁目、中央北一丁目、中央北三丁目、上田字雁堀、大星前、大星東、大星裏、秋葉裏の各一部

3・4・6号 下塙尻大屋線

上田市下塙尻字岩鼻、殿海道、中ノ島、大道添、長田、五反田、荒川、高川原、古屋敷、山根、上塙尻字辰ノ口、越川、阿くさい、廣見、六反田、合ノ田、横堰、山崎、秋和字立石、小福沢、姥石、霧原、阿能虫、柳内、町裏、常磐城四丁目、常磐城二丁目、常磐城五丁目、常磐城一丁目、中央西一丁目、中央西二丁目、中央四丁目、中央北二丁目、中央五丁目、中央北一丁目、中央東、中央六丁目、材木町一丁目、材木町二丁目、常田三丁目、常入一丁目、踏入二丁目、踏入字万所、国分字堂西、道場、屋敷、仁王堂、浦沖、松原、久保、岩下字加賀川原、蒼久保字下川原、太田、岩下字天王、蒼久保字村西、岩下字中田、坂下、岩谷堂、中島、割余、大屋字イナゴ坂、三反田、幅、扇田、幅、扇田、梨ノ木、唐沢、

鍵田、下月夜平、上月夜平、東御市和字丸山の各一部

3・4・7号 上田駅川原柳線

上田市常田一丁目、天神一丁目、常田二丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央六丁目、中央五丁目、中央東、上田字西丘、馬飼免、中丘の各一部

3・4・8号 秋和踏入線

上田市秋和字姥石、小福沢、立石、柿ノ木、枇杷田、雪車田、金具田、柿ノ木、吉田、五里堂、宿在家、常磐城字魔除、裏町、越上り、常磐城三丁目、常磐城二丁目、常磐城一丁目、天神二丁目、天神一丁目、中央一丁目、常田一丁目の各一部

3・4・10号 秋和神畠線

上田市常磐城字柏木、秋和字寺山、中之町、石ノ町、後田、町裏、常磐城四丁目、常磐城三丁目、常磐城字下屋敷、常磐城三丁目、常磐城字落合、古屋敷、中之条字古舟渡、郷戸、日尻町、宮浦、東光、宮方、柳原、中前田、下前田、大長田、破々下、上田原字一ノ口、中之条字姥懐、上田原字一ノ口、相染原、八千原、刈原、黄金原、中原、葭原、平原、島原、南原、神畠字原田、大道上、大道下、中尾先、惣明、狐池、産川、下之郷字産川、羅臼、中迎の各一部

3・5・14号 松尾町踏入線

上田市中央一丁目、常田二丁目、踏入二丁目の各一部

3・5・16号 上堀大屋線

上田市国分一丁目、西沖、国分一丁目、国分字西沖、古屋敷、堀東沖、前田、加賀川、加賀川原、岩下字天王、往還端、細田、中田、坂下、岩谷堂、東川原欠下、岩谷堂、東川原五番通、東川原三番通、東川原二番通、東川原一番通、大屋字久保田、外河原、古屋敷、南遠河原、中村、堂ノ上、新町、南遠河原、北遠河原の各一部

3・5・17号 北天神町古吉町線

上田市天神二丁目、天神一丁目、天神四丁目、天神三丁目、御所字城下河原、赤岩、糠田、諏訪形字新井、御所字糠田、稗田、諏訪形字中村、西海道、御所字横堰、上辻、中満丁、下満丁、中之条字女夫池、鉄砲、姥懐、上田原字一ノ口、二ノ口、鴨池、大越、屋舗田、古町、赤口、和合、上坊住、地久、三兵、地久、神畠字宮下、三反田、大田、新地河原、吉田字三丁町、曾里町、福田字下田、浦田、新屋、吉田字扇田、古池下の各一部

3・5・18号 下堀山口線

上田市国分字西沖、古屋敷、西沖、小牧字太田切、松ノ木、四ツ家、四原石、上河原、山下、中川原、裏田、本麦田、諏訪形字上道又木、下道又木、荒神前、雲雀、小森、堂村、辻田、南田中、北田中、北中田、新井、御所字糠田、石田、稗田、木ノ下、中之条字東町、古舟渡、西町、宮方、東光、浅倉、金敷田、六工、三反田、的場、上ヶ口、油田、大西、八反田、下之条字諏訪田、池田、立石、大門田、中坊、若宮、勝屋敷、一丁田、本組、久根下、一丁田、八幡田、産川、小泉字中川原、塩野、塩田川原の各一部

3・5・21号 腰越石井線

上田市腰越字花ヶ石、下川原、上丸子字川原、棒田、齊藤屋敷、中丸子字鶴巻田、赤淵、胡桃坂、西沖、六反田、丹波屋敷、清水田、大耽、小耽、下丸子字西川、川原、長瀬字上河原、押出し、龜田、前田、屋敷、上屋敷、笊田、棗田、宮下、宇遠坂、八反田、山根、石原田、三角、杭下、東屋敷、井戸尻、逸見、水押、宮下、塩川字稻羽、壱丁田、川原田、上川原、繭掛、小金久保の各一部

3・5・22号 長瀬飯沼線

上田市長瀬字棗田、宮下、水口、中屋敷の各一部
 3・5・23号 芦田大屋停車場線
 上田市塩川字西村、上川原、川原田、東村、前田、東村、前田、
 井戸下、北原、西原の各一部
 3・6・25号 大手町下郷線
 上田市大手一丁目、大手二丁目、中央二丁目、常田二丁目、常
 田三丁目、材木町一丁目、常田三丁目、材木町二丁目、古里字向
 田、英、堂前、富士見台、篠井原、竹代、久保、広野、河原、曾
 利町、殿城字上の久保、神林、長沢、神明川原の各一部
 3・6・26号 中常田新町線
 上田市常田二丁目、常田三丁目、常入一丁目、材木町二丁目、
 常入一丁目、古里字膳ノ橋、常入一丁目、古里字膳ノ橋、宝来、
 諏訪町、社宮司、上川原、蒼久保字一丁田、中村、芳田字下長峰、
 南鬼沢、高蒼、新町の各一部
 3・6・28号 長瀬腰越線
 上田市長瀬字八反田、下屋敷、中屋敷、押出し、上河原、下丸
 子字東川、中丸子字小耽、洲崎、丹波屋敷、隅田、六反田、開戸、
 社口、沢田、石原田、四反田、上丸子字中の道、沢田、大塚、海
 戸、久保平、せうぶ沢、大塚、せうぶ沢、砂田、三反田、恵畑、
 横沢、腰越字下川原、花ヶ石の各一部
 3・6・29号 鹿教湯丸子線
 上田市上丸子字海戸、川原の各一部
 3・6・31号 別所丸子線
 上田市中丸子字社口、石原田、赤淵、胡桃坂、上河原、中河原、
 神明川原、河原の各一部
 3・6・33号 大屋長瀬線
 上田市塩川字小金久保、繭掛、西村、上川原、長瀬字宮下、下
 河原、河原、さいかち、阿ら堰、下屋敷、町尻、中屋敷の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県上田建設事務所、上田市役所
 他3所

4 縦覧期間

自 平成25年12月12日
 至 平成25年12月27日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年12月12日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

東御都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

東御都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県上田建設事務所、東御市役所

4 縦覧期間

自 平成25年12月12日

至 平成25年12月27日

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年12月12日

長野県佐久建設事務所長 石井杉男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの簡易水道設備保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期限

契約締結の日から起算して60日を経過する日

(4) 履行場所

南佐久郡佐久穂町古谷 古谷ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内に簡易水道設備の設置工事又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

佐久市臼田2015

長野県佐久建設事務所 総務課

電話 0267 (82) 3101

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年12月27日（金） 午前10時
イ 場所 長野県佐久建設事務所 第1会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年12月19日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年12月26日（木）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年12月12日

長野県長野建設事務所長 小林睦夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
地震観測設備保守点検業務
- (2) 役務の特質
入札説明書によります。
- (3) 履行期限
契約締結の日から起算して60日を経過する日
- (4) 履行場所
長野市小鍋 堀花ダム
長野市鬼無里 奥堀花ダム
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっ

ては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年以内に同種の地震計の設置工事又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1
長野県長野建設事務所 総務課
電話 026（234）9537

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年12月26日（木） 午後4時
イ 場所 長野県長野合同庁舎 201号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年12月20日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年12月25日（水）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成25年12月12日

工科短期大学校長 藤井恒男

1 落札に係る物品等の名称及び数量

別表のとおり

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県総務部財産活用課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成25年11月29日

4 落札者の名称及び所在地

別表のとおり

5 落札金額

別表のとおり

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成25年11月5日

(別表)

落札に係る 物品等の名称	数量	落札者の名称及び所在 地	落札金額
CNC三次元測定機	一式	高山理化精機株式会社 松本市笠賀5652番18	38,010,000円
マシニングセンタ	一式	進和商事株式会社 上田市秋和95-1	28,035,000円
電界放出形走査電子顕微鏡装置	一式	アズサイエンス株式会社 松本市村井町2-3-35	39,497,850円

財産活用課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成25年12月12日

長野技術専門校長 福田 裕

1 落札に係る物品等の名称及び数量

オフセット印刷機 1式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県総務部財産活用課